

令和8年度見積合せ実施要領

見積合せに付する事項、見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項等については、下記のとおりです。

令和8年6月24日

門真市長 宮本 一孝

記

1 見積合せに付する事項

- (1) 工事名 道路・水路施設等維持補修工事
- (2) 工事場所 門真市内一円
- (3) 工事種別 土木一式工事
- (4) 工事概要
 - ア 道路維持補修工 一式
 - イ 水路維持補修工 一式
- (5) 工期 令和8年8月1日（予定）から令和9年7月31日まで

2 見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項

本見積合せに参加できる者は、次に掲げる要件にすべて該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者

とみなす。

- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）又は門真市上下水道事業建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者、又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者。
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は本市の入札参加資格者名簿の登録の有無に関わらず同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者。
- (6) その他前各号に掲げる要件に類し、参加することが著しく不相当と認められる者でない者。
- (7) 次のアからウまでの届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でない者。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (8) 本市の令和8年度建設工事入札参加資格者名簿に業種「土木一式工事」で登録している市内業者（建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所の所在地及び門真市と直接取引する支店又は営業所等が本市の区域内にある者をいう。）であること。
- (9) 土木一式工事について、建設業法に基づく建設業の許可を受けていること。
- (10) 主任技術者の資格を有し、提出期限日以前3ヶ月以上の直接かつ恒常的雇用関係が証明できる技術者を有していること。

3 見積合せ参加の申出

- (1) 本見積合せに参加を希望する者は、見積合せ参加申出書（様式A）及び見積書（様式B）各1部を次のとおり提出しなければなりません。

なお、申請書類は持参又は郵送によるものとします。

ア 受付期間及び受付時間

令和8年6月24日（水）から令和8年7月9日（木）（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

ただし、郵送の場合は必着とします。

イ 提出先

〒571-8585 門真市中町1番1号 門真市役所 本館3階

門真市総務部総務課契約グループ

電話 直通 06(6902)5746

大代表 06(6902)1231（内線2218）

代表 072(885)1231（内線2218）

- (2) 本見積合せに参加を希望する者は、見積書のExcelデータを電子メールに添付し、次のとおり送信しなければなりません。なお、このデータは、受付期間終了後の処理に

使用するものとし、見積採用に当たっては、受付期間内に提出した書面を比較するものとします。

ア 受付期間及び受付時間

令和8年6月24日（水）から令和8年7月9日（木）の午後5時30分まで

イ 提出先

keiyaku@city.kadoma.osaka.jp

ウ Excelデータの件名

「【業者名】道路・水路施設等維持補修工事」としてください。

(3) 見積合せの参加に必要な書類の交付

見積合せの参加に必要な書類は、本市ホームページ

(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>) よりダウンロードで交付します。

ア 交付書類

- (ア) 見積合せ参加申出書（様式A）
- (イ) 見積書（様式B）
- (ウ) 配置予定技術者調書（様式C）（契約候補者のみ利用）
- (エ) 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式D）（契約候補者のみ利用）
- (オ) 社会保険に関する誓約書（様式E）（契約候補者のみ利用）
- (カ) 質問・回答書（様式F）
- (キ) 電子契約意向確認兼メールアドレス届出書（契約候補者のみ利用）
- (ク) 設計図書

イ 交付期間 令和8年6月24日（水）から令和8年7月9日（木）の午後5時30分まで

ウ 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合には、令和8年6月24日（水）から令和8年7月1日（水）正午までに、質問書（様式F）を電子メールに添付し、keiyaku@city.kadoma.osaka.jpまで、送信することとし、その他の方法については受付を行いません。

なお、回答については、質問に対する回答は、本市ホームページ（<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>）に質問者が特定できないようにした上で随時、公表します。

(4) 設計図書の取得

設計図書は、次のとおり取得してください。

ア 交付期間 3(3)イに同じ

イ 交付方法 本市ホームページよりダウンロードしてください。

4 見積合せの方法等

ア 見積書は1つのものとする。

イ 本見積合せにおいては、各項目の単価にそれぞれの予定数量を乗じた金額を合計

し、その総合計金額の最低の者を契約候補者とし、見積合せ参加資格の確認後、契約の相手方と決定するものとします。

ただし、契約するに当たっては、各項目の見積り単価が、予定単価の制限の範囲内であることとします。(その他各項目の単価について、契約候補者と協議を行います。このことにより、見積りの総合計金額が変動することがあります。)

ウ 最低額と同額見積りが2者以上になった場合、価格交渉を行い、より安価な見積額を提示した業者を契約候補者と決定するものとします。

エ 見積合せ参加者が、1者に満たない場合は見積合せを中止します。

オ 契約金額決定に当たっては、見積書に記載された単価の金額毎に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

カ 見積書に記載する金額は、設計図書に「千円止め」等の記載があった場合においても、設計書の「千円止め」等の記載には関係なく積算してください。

- 5 見積合せ終了後、契約候補者となった者に提出を求める書類（契約の相手方の決定）
見積合せ参加者は見積合せ後に、見積合せ参加資格の確認を行うため、最上位の契約候補者に電話連絡を行いますので、書類の提出を求められた場合は、速やかに次の(1)から(8)までの書類を提出すること。

なお、契約候補者が、見積合せ参加資格を有していないと確認された場合には、次順位者以降について順次同様の確認を行って契約の相手方を決定します。

- (1) 建設業許可を証明する書面（建設業の許可証明書等）の写し
 - (2) 最新の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し
 - (3) 配置予定技術者調書（様式C）
 - (4) 配置予定する技術者の資格を証明する書面の写し
 - (5) 契約候補者と配置予定技術者との本見積合せの提出期限日以前3ヶ月以上の直接かつ恒常的雇用関係にある事実を証明する書面（被保険者番号を黒塗り（マスキング）した雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等）の写し
 - (6) 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式D）
 - (7) 社会保険に関する誓約書（様式E）
 - (8) 電子契約意向確認兼メールアドレス届出書（電子契約希望者のみ届出書記載の電子メールアドレス宛にメールにて提出）
- 6 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とします。

- (1) 見積合せ参加申出書を提出していない者のした見積り
- (2) 本見積合せに参加する資格を有しない者のした見積り
- (3) 見積りに際して談合、不正行為等を行ったと認められる見積り
- (4) 所定の日時又は場所に提出しない見積り

- (5) 記名を欠く見積り
- (6) 金額を訂正した見積り又は金額の記載の不明瞭な見積り
- (7) 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な見積り
- (8) その他見積りに関する条件に違反した見積り
- (9) 必要とする書類を添付しない見積り
- (10) 見積合せ参加資格の事後審査に際し、必要な書類を提出しない者のした見積り

7 契約の締結

- (1) 契約書の作成を要します。
- (2) 契約候補者は、落札後速やかに本契約の締結の申出をしなければなりません。
なお、契約の締結は、原則、情報通信の技術を利用する方法（電子契約）により行います。
- (3) 次年度以降において、長期契約に係る予算の減額又は削減があった場合は、当該契約を変更又は解除することがあります。

8 契約保証金

契約の締結に際しては、各項目の契約単価にそれぞれの予定数量を乗じた金額を合計し、その総合計金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければなりません。ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

9 支払条件 竣工払（担当課との協議後、請求書の受理日より40日以内の支払）

10 その他

- (1) 見積合せ参加者は、本要領のほか関係する法令及び規則等を熟知し、かつ、遵守してください。
- (2) 本見積合せに関し、添付様式がある場合は、添付様式又はそれに準ずる様式を使用してください。
- (3) 元請負人、下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。ただし、契約金額5,000,000円未満のものについては、この限りではありません。
- (4) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除すること等、暴力団の排除に関する条項を盛り込んでください。
- (5) 元請負人、下請負人等は、契約の履行を妨げる社会通念上不当な要求及び不当な介入を受けた際は、門真市公共工事等不当介入対応マニュアルの規定に従い、適切に対処してください。
- (6) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係者との関わりが判明すれば契約を解除する等、暴力団の排除に関する条項を盛り込むこと。
- (7) 見積合せ行為及び契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必

要な措置を講じるものとしします。

(8) 本見積合せは、現場における主任技術者の専任は求めず、非専任となる主任技術者の兼務については、現場件数として計上しません。

(9) 本見積合せで、契約の相手方となった場合、別途、実施している「舗装維持工事」の契約者となることはできません。

11 問合せ先

門真市中町1番1号 門真市役所 本館3階

門真市総務部総務課契約グループ

電話 直通 06(6902)5746

大代表 06(6902)1231 (内線2218)

代表 072(885)1231 (内線2218)